

NEWS LETTER

2011年10月号 (No.158)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

雇 用 増 加 で 税 額 控 除 !

平成23年6月30日に公布された税制改正の中で、雇用を増やす会社を税制面で優遇するという、「雇用促進税制」が創設されました。

今後、従業員の増員をお考えの会社の方には、是非知っておいて頂きたい制度です。

●雇用促進税制とは?

平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する各事業年度(適用年度)において、雇用保険に加入した従業員を2人以上増加(大企業(注1)は5人以上)、かつ、雇用増加割合(注2)10%以上等の要件を満たす企業は、雇用保険に加入した従業員1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度です。

税額控除とは、法人税額を直接減額する効果がありますので、節税効果は高くなります。

しかし、赤字の会社については、税金が発生しないためメリットはありません。

(注1)大企業：資本金1億円超の会社

(注2)雇用増加割合

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{雇用保険加入者の増加人数}}{\text{前事業年度末時点の雇用保険加入者総数}}$$

●適用要件

※前提条件：雇用保険に加入している会社

- ①青色申告書を提出する会社
- ②適用年度とその前事業年度に、会社都合による離職者(退職者)がないこと
- ③適用年度に雇用保険に加入した従業員の数を 2人以上(大企業は5人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ④適用年度における給与等(注1)の支給額が、比較給与等支給額(注2)以上であること
(注1)法人役員及びその親族等は除外
(注2)前事業年度の給与等+(前事業年度の給与等×雇用増加割合×30%)

- ⑤風俗営業等(キャバレー、パチンコ店等)の会社でないこと

●必要な手続きの流れ

【①事業年度開始】

事業年度開始後2ヶ月以内に、ハローワークに目標の雇用増加数等を記載した「雇用促進計画」を提出
(経過措置)

平成23年4月1日から8月31日までに事業年度を開始した法人については、経過措置として平成23年10月31日まで提出期限が延長されます。

【②事業年度中】

ハローワーク、人材紹介会社、折込チラシ等で求人を実施(求人方法は問われません)

【③事業年度終了】

事業年度終了後2ヶ月以内に、ハローワークに「雇用促進計画」の達成状況の確認を受ける

【④確定申告】

達成状況の確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書に添付することで、税額控除の適用が可能

●税額控除の計算

- ①税額控除額=保険加入者の増加数×20万円
- ②控除限度額：法人税額の20%(大企業は10%)

また、本制度は、法人税(国税)だけでなく法人住民税(地方税)も対象となります。

【参考】保険加入者が2人増加した場合の節税額(資本金1億円以下の中小企業の場合)

- ・法人税：2人×20万円=40万円
- ・法人住民税：40万円×17.3%=約7万円

中小企業は最低2人以上増加が必要ですが、その場合は、上記の合計額約47万円が節税額となります。
(北岡 慧太)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を配信しています。ホームページより登録ができます。

